

無料低額宿泊所の設備基準

困窮者の住環境改善へ

生活保護受給者が暮らす無料低額宿泊所について、部屋の広さなどの設備基準を定めるための検討が、厚生労働省で進められている。悪質な事業者への規制を強化し、劣悪な環境を改善するのがねらいだが、質の確保や一人暮らしが難しい人への支援のあり方を巡り、課題も多い。(桑文野)

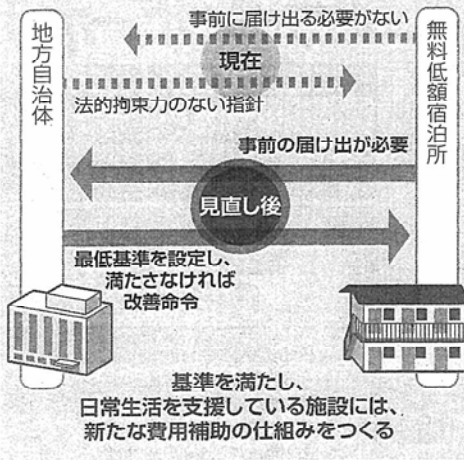
「気が詰まりで安心して眠れなかった」

1年半ほど前、首都圏の大規模な無料低額宿泊所で暮らしていた50歳代の男性は、そう振り返る。

男性は職と住まいを転々としてきたが、40歳を前に失職。頼れる家族もいない中、住んでいたアパートも失った。相談した地元自治体の生活保護の担当者に連れられて入

ったのが、無料低額宿泊所だった。部屋は、3畳ほどの部屋を半分に仕切った「簡易個室」。わずかなスペースは布団を敷くといっぱいだった。設置された間仕切りは天井まで届かない高さで、隣の入所者の生活音やタバコの煙、臭いは遮れない。入浴できるのは2日に1回で、提供される朝夕の食事のおかずは大体煮物だったという。

無料低額宿泊所を巡る規制と支援のイメージ



以前暮らしていた無料低額宿泊所の間取りを説明する男性

無料低額宿泊所 福祉法に基づく困窮者向けの施設。全国に537か所（2015年6月）あり、生活保護受給者など約1万5600人が暮らす。無届とされ、一部で生活保護を受給する者もいる。問題

支給される生活保護費から、家賃や食費などとして毎月9万円以上の支払いを求められ、手元にはほとんど残らなかった。

厚労省 悪質事業者へ規制強化

は別の事業者の宿泊所へ移って生活している。

■ 貧困ビジネス

無料低額宿泊所を巡っては、狭い部屋や劣悪な環境にもかかわらず、高額な利用料を徴収する事業者が一部で横行。「貧困ビジネス」として問題になってきた。

厚労省は、こうした悪質な事業者を規制するために設備の最低基準を定める。事前の届け出を求め、基準を満たさない場合は自治体が改善命令を出せるようにする。これまでは、法的拘束力のないガイドライン（指針）しかなかった。

厚労省の有識者検討会では、無料低額宿泊所の部屋の

厚労省は無料低額宿泊所の規制を強化する一方、一人暮らしが難しい生活保護受給者の支援を行っている。場合には、「日常生活支援住居施設」と認定し、費用を補助する仕組みも創設する。

無料低額宿泊所は、困窮者のための「一時的な住まい」として位置付けられている。だが実際には、身寄りがないまま障害などで生活のサポートが必要になり、長期滞在している人も少なくない。こうした施設では、常駐するスタッフの人件費を確保するため、利

広さは原則7・43平方メートル（約4畳）以上の個室とし、地域の事情によっては4・95平方メートル以上とするなどが議論されている。男性が過去に暮らしていたような簡易個室についても、「プライバシーが十分確保されない」として、経過措置を設けつつ、なくしていく方向だ。

■ 無届けも対象

厚労省はさらに、無届け施設についても届け出を促し、設備基準の規制対象としたいと考えた。

昨年1月、無届けで、困窮者が多く暮らしていた札幌市の共同住宅「そしあるハイム」で多数が死亡する火災が起きたことなどから、規制を求め

る声が出ているためだ。安全性の向上へ向け、新年度からは、スプリンクラーや火災報知機の設置費の4分の3を助成する。

ただ、届け出なくても罰則はないため、質の確保につながるのかは不透明だ。規制の強化で、住み慣れた生活の場を失う困窮者が出ることを懸念する声もある。

無料低額宿泊所に詳しい日本福祉大学の山田壮志郎准教授は「貧困ビジネスが一定程度は改善されるのが期待され、一歩前進だ。利用者のニーズを見極め、無料低額宿泊所に頼らなくてもいい困窮者向けの住宅施策も考えていく必要がある」と指摘している。

「生活支援施設」には費用補助

用料が高くなってしまうといった背景があった。

東京都内の無料低額宿泊所「あるさ」と日の出館は、入居者の女性16人のうち12人が要介護者で、高齢者が中心だ。スタッフは24時間常駐し、見守りや通院同行を始め、日常生活の様々な課題に寄り添っている。

入居している70歳代の女性は、いくつかの無料低額宿泊所を転々とした後、路上生活を経て、たどりついた。手元のお金を一度に使ってしまったことがあるため、スタッフが生費費などの使い方についてもアドバ

イスしている。女性は「家族にも頼れず、ほかに行くところがないのでありがたい」と話す。

運営するNPO法人「自立支援センターふるさとの会」の滝脇憲・常務理事は「防火対策では、たばこの火の扱いについて、スタッフが入所者に丁寧に声をかけよう取り組んでいる。ハード面だけでなく支援の質を評価する仕組みになってほしい」と話している。

厚労省は来年度から有識者検討会で支援のあり方を議論した上で、必要な法改正を行う方針だ。